

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：平成27年4月15日（水）14:40～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：田中委員長 他

<質疑応答>

○司会 はい、大変お待たせいたしました。ただ今から原子力規制委員会の定例会見を始めたいと思います。

早速ですが、皆様からの質問をお受けしたいと思います。いつものとおり所属と御名前をおっしゃってから質問の方をよろしくお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。オйкаワさんから。

○記者 日経新聞のオйкаワと申します。

まず、昨日の福井地裁の高浜3、4号機の運転差し止めの仮処分決定について、委員長の受け止めというか、感想をお聞かせください。

○田中委員長 地裁の仮処分決定について、私から何か申し上げることは特にありませんけれども、いくつかの点で、十分に私どもの取組が理解されていないところがあったようにも受け止めています。

○記者 いくつかの点、例で結構なのですけれども、例えばどういうところについて理解されていないとお感じになったのでしょうか。

○田中委員長 例えば、私は度々ここでも申し上げてきましたけれども、絶対安全ですとは申し上げませんということを言ってきました。その意味が十分に御理解頂けなかったと感じています。

これは1つの考え方ですので、絶対安全を求めると、結局事故は起こらないという安全神話に陥るといふことの反省からの、私どもはそういう立場で、常に安全を追求する姿勢を貫くということによってやってきているのですが、そういった趣旨が、意味が御理解頂けなかったということは、極めて残念だといふか、遺憾だと思います。

○記者 昨日の決定の文書を見ると、高浜3、4号機の個別にこういうところが問題だと、それが妥当かどうかといふのはここで聞きするつもりはないのですが、やはり新規制基準そのものが合理性を欠くだとか、緩やかにすぎるという表記もありました。今、委員長がおっしゃったのは、そういうこと、それも含めて理解されていないという意味と捉えてよろしいでしょうか。

○田中委員長 合理性に欠けるとか緩やかにすぎるという意味を、どの程度御理解されているのかはよく分かりませんが、私が、今までも国会等でも、ここでも繰り返し申し上げてきたように、やはり福島第一原子力発電所の事故の教訓をきちっと踏まえていくのだということです。

ですから、私どもの規制委員会、規制庁の使命の第一としては、確かな規制を通して人と環境を守るのだということで、新しい規制基準も、それを具体化するために過酷事故防止とか過酷事故対策、それから、起こった場合の対策も含めて、そういった規制基準を設けて、要求してきているわけですね。

そのことは、世界で比較しても、全体としては最も厳しいレベルにあるということは国際的にも認知されているのですけれども、そういったことは全然御理解されなかったようなことですが、言葉で合理的でないとか緩やかすぎるという意味がどういう意味で使われているのかは、私はその真意は分かりません。

- 記者 最後に1点、今日、原告弁護団から規制委員会の方に文書が届いているということもお聞きしているのですけれども、これから高浜3、4号機、目下でいうと、工事計画の認可の審査といいますか手続が進んでいると思いますが、規制委員会の対応として、昨日の決定を受けて、おそらく変わらないということだと思いますが、そのあたりを改めてお聞かせ頂けますでしょうか。
- 田中委員長 今回の仮処分の中身は、関西電力が高浜の原子力発電所3、4号機を運転してはいけないということだと理解してしまして、我々の行政的ないろいろな手続とか仕事に差し障りがあると、それを妨げるものではないと認識しています。
- 記者 ありがとうございます。

○司会 はい、次の方、いらっしゃいますか。では、モトキさん、どうぞ。

○記者 NHKのモトキです。

今の話の関連なのですけれども、昨日の決定では、今の新規制基準について、原発の稼働に当たって求めるべき安全性のレベルとして十分ではないというふうな判断が裁判所から示されたと考えられますが、この点については改めて委員長、どのように御考えでしょうか。

- 田中委員長 私どもとしては、先ほどの繰り返しですけれども、福島第一の事故の教訓を踏まえて、新しい規制基準に基づいて、かなり厳しい規制を要求しています。そのことについて、裁判官がどういう判断をされたのかは私の及ぶところではありませんので、特にコメントはありません。
- 司会 よろしいですか。
- 記者 すみません。先ほど委員長、ゼロリスクを求めることについても批判的なお考えも示されましたし、そういう実際意見も多々聞くのですけれども、ただ、昨日の決定文をよく読むと、必ずしもゼロリスクを求めているとも言い切れないのではないかと思います。

委員長が常々、基準適合しても100%の安全は意味しないとおっしゃっていることについて、昨日の決定文の中では、安全に向けてできる限りの厳格な基準を定めたけれども、それでも残余のリスクが否定できないという趣旨で委員長おっしゃっているのかも知れ

ないけれども、実際の基準はそこまでのものになっていない。つまり、できる限りの厳格な基準にまだなっていないのではないかという指摘だと思うのですが、この点について、いかがでしょうか。

○田中委員長 それは判断の違いというか、見方の違いだと思いますので、私からあれこれ技術的な話を申し上げるつもりはありません。

○記者 その見方の違いというのは、なぜ生じてしまっているとお考えでしょうか。

○田中委員長 なぜ生じているかと私に聞かれても困るので、裁判官に聞いて頂いた方がいいと思います。我々のいろいろな判断とか審査の様子は全部オープンになっていますから、皆さんよく御存知だと思います。

○記者 そもそも原発の運転に当たって、どこまでの安全性を規制基準で求めるべきかについて、社会的なコンセンサスがまだきちっと得られてないから、結局こういう基準自体に疑義が示されるということになっているのではないかと考えるのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○田中委員長 おっしゃる意味も分からないことはないですけれども、では、社会的なコンセンサスというのは本当に得られるのだろうかというところも少しありますね。得るための努力をする必要はあると思いますけれども、そこはなかなか難しいのだと思います。

だから、いろいろな御考えが出てくるとは思います。それはそれとして、だから、私が常々言っているのは、我々は再稼働とか稼働についてはコミットしないというのは、そういった社会的な側面というのは、我々がコントロールできるような、何か左右できるようなことはありませんので、そういうことも含めて申し上げているのです。

○司会 よろしいですか。

○記者 すみません。最後にしますけれども、すみません。

おっしゃるように、再稼働にはコミットしないということなのですけれども、ただ、現実に今の法制度のもとでは、規制基準をクリアして3つの許認可がそろえば運転は可能になるので、その意味で、今の基準の安全性で十分であるということなのであれば、もっとその理由を丁寧に社会に説明していくような努力というのが求められるのではないかと思います。そのような取組について、今後どのようなお考えがありますでしょうか。

○田中委員長 そういう求めがあれば、できるだけ説明はするように努力していますけれども、それも引き続きやっていきたいと思いますが、なかなかそこは、簡単にそう説明をすべきだといってもいろいろな方がいらっしゃいますし、対象も大勢ですから、おのずと限界もあろうかと思いますが、努力はします。

○司会 はい、次の方、いらっしゃいますか。では、どうぞ、タナカさん。

○記者 フリーのジャーナリストのタナカと申します。

昨日の決定について、田中委員長はのらりくらりとかわされていますが、昨日の決定文は、再稼働をとめた決定文は、普通に義務教育を受けていたら誰でも分かるぐらい、極めて科学的です。

これ、科学的に、規制委員会の新基準は科学的に論破されたのです。例えば700ガルのところについてもですね。それから、700ガル以下であっても事故が起きるというふうに業者が認めているのだとまで書いているのです、言い切っているのです。それはどう思っらっしゃいますか。

つまり全否定されている、真っ向から否定されているのですよ。この規制庁の新基準が、真っ向から否定されているのですよ。ちょっと真剣に答えて頂けませんでしょうか。

○田中委員長 小学校を卒業したのは随分昔ですから。

○記者 これ、だから、中学生が読んでも分かりますよ。

○田中委員長 それは、真っ向から否定されているとあなたがそうおっしゃっているだけで、私どもはそういう判断はしていません。

○記者 いやいや、真っ向からではなくてですね、科学的に否定されているのです。

○田中委員長 いや、科学的に否定されているとは思っていません。

○記者 どうしてですか。だって700ガル以上の基準地震動は過去何度も起きていて、しかも700未満でも。

○田中委員長 だから、ここに書いてあるのは、700ガル未満でも炉心溶融が起きて重大事故につながると言っているのだけれども、そういうふうにならないように、まず、700ガルという基準地震動を決めるところでも相当厳しい規制をしています。仮にそれに超えたからといって、すぐにそのことで炉心溶融につながらないようにシビアアクシデント対策も求めているわけです。いろいろなことが。

そういうことを全部考慮して、全部理解した上での判断であれば、それは傾聴に値するところもあろうかと思えますけれども、こんな議論を幾らやってもしょうがないと思いますので、それはそういうお考えの人もいるということだけで、しょうがないですね。

○記者 いや、それこそ。

○田中委員長 我々は、裁判について、裁判の結果、裁判の決定について、何か申し上げる立場ではないし。

○記者 いやいや、申し上げなければいけないのですよ。真っ向から否定されたのですよ。つまり、いいかげんだとまで言っているわけですよ、口悪い言い方をしたら。科学的根拠を欠くと、非合理だと言っているのですよ。

最大の当事者ですよ。昨日事務官の方は、我々当事者ではないというふうにお答えになっていましたが、これは当事者ですよ。

○米谷長官官房総務課長 すみません。昨日会見をしました。

裁判の当事者ではありません。それは間違いありません。

○記者 いや、それは訴状上ではないですか。訴状上当事者ではないというだけではない

ですか。

○米谷長官官房総務課長 いやいや。

○記者 もうそれはいいです。

○米谷長官官房総務課長 裁判決定の当事者ではありません。

○記者 いや、もう場外乱闘はいいですから。

○米谷長官官房総務課長 場外乱闘ではありません。昨日の私の発言が間違っているとおっしゃったので、裁判の当事者ではありません。

○記者 分かりました。分かりました、それは。ええ。

ですので、田中委員長のお答えこそ、原発は安全なんだという方の神話に立ってらっしゃいませんか。だって、700ガル未満でも起きる可能性があるというのは、これ、業者が認めているのですよ。

○田中委員長 事業者が、炉心溶融が起きて重大事故が起こるなんていうことを認めているわけではないと思いますし、その細部までは確認しておりませんが、この裁判の判決文を読む限りにおいては、事実誤認、誤ったことがいっぱい書いてありますので、一々ここでいろいろ反論してもしようがないので、それは裁判の世界に任せたいと思います。

○記者 分かりました。

○司会 他にいらっしゃいますか。

では、一番前の方。

○記者 週刊金曜日編集部のイダと申します。

確認ですけれども、今のところ、新規制基準をこの決定によって見直し作業をするというお考えはないということですね。

○田中委員長 今のところ、見直す必要性は感じていません。

○記者 そうすると、例えば今度22日に鹿児島県の川内原発の仮処分も出ますし、様々な裁判が起こっているのですが、裁判所の言うところの緩やかな基準を作ってしまったがゆえに、仮に次々と裁判で原告側が勝つということになれば、かえって原子力規制委員会の新規制基準そのものが原発の再稼働を妨げているのではないかというような批判も起きると思うのですが、その点についてはいかがですか。

○田中委員長 あなたはそう思うかも知れないけれども、私も含めて、私どもはそうには思わないです。

○記者 三権分立については、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○田中委員長 三権分立は、私の義務教育からいうと独立ですよ。行政と裁判と国会は独立ですね。

○記者 だから、独立して何でもやっていいというのではなくて、お互いに権限があって規制し合うことによって、よりよい国家運営をやろうというのが三権分立だと思うので

すけれども、今後、こういった司法判断が積み重ねられていったら、今の規制基準を変えるようなことになるというお考えはおありでしょうか。

○田中委員長 あなたがおっしゃっているのは仮の話ですよ。だから、仮にそうなった場合には何らか社会的に考えることがあるかも知れませんが、私自身は今の我々が策定している規制基準と審査の内容について、今、直ちに変えなければいけないようなことは感じていません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 では、その後ろの方、どうぞ。

○記者 愛媛新聞のマツモトです。

ちょっと話は変わるのですが、昨日、四国電力の方が伊方原発の設置変更許可の補正申請書を出しました。その申請書提出の受け止めと、あと、審査自体は終わってはいないと思うのですが、これで一区切りついたと思うのですが、この伊方の審査の中で印象に残っている審査項目などがありましたら、お願いします。

○田中委員長 それぞれのあれで、伊方は昨日出てきましたので、今後、事務的にいろいろな詰めをしながら審査を進めていきたいと思いますが、特にあれですけれども、最後の方になってやはり基準地震動の策定のところとか、最近でいえば火山灰の問題とか、そういうところがあったようには思います。

ただ、最初の頃に、伊方は免震重要棟も早く作ったりして、もっと早く進むのかなと思ったら、実際には耐震性が足りなかったとか、いろいろなことがありましたので、そういう意味では、思った以上に時間は掛かったなという印象は持っています。

○記者 すみません。続けてあと2問お願いします。

これから審査書案の作成に入ると思うのですが、川内原発では約2か月半、高浜は約1か月半掛かっていたと思うのですが、審査書案の完成の見通しと、あと、福井地裁の仮処分の決定で、伊方原発を含め他の原発の審査への影響などはあると思いますでしょうか。

○田中委員長 時間的な予測は、ちょっと今、私の方からは分かりません。福井の仮処分は我々の審査とか検査には影響ないと思っています。

○司会 他にいらっしゃいますか。

では、カミデさん、どうぞ。

○記者 フリーランス記者のカミデです。

また福井地裁の判決に戻ります。いくつか質問されたやりとりの中から、ちょっと改めて確認させてください。

大変基本的なことですが、判決の中に事実誤認がいろいろあったとおっしゃっていました。これは三権分立には何も反さないと思うので、堂々と国民に分かるように、どこ

が事実誤認だったということを書かれて発表するなりするべきではないかというのが1点です。これはどうでしょうか。

○田中委員長 私も細かいことを全部調べているわけではありませんが、耐震重要度分類で給水設備はBだと書いてありますけれども、これはSクラスです。それから、外部電源のところですけども、外部電源について、SBOを防ぐということで、我々は非常用発電機とか、いわゆる電源車とかバッテリーとか、いろいろな要求をしております。外部電源は商用電源ですからCクラスですけども、非常用電源についてはSクラスになっています。ですから、ざっと見ただけでも、そういった非常に重要なところの事実誤認がいくつかあるなと思っています。

○記者 もう一つ質問させてください。今のと直接関係はないのですが、委員長御自身が、この審査が絶対安全を保障するものではないということを常々おっしゃっていますし、先ほどもおっしゃっていました。

ただ、実際には政府は、世界一厳しいと言われる基準で適用審査に受かったものについては、再稼働させると言っているわけです。そうすると、先ほど言われた言葉をおかきすると、これが一つの新しいまさに安全神話になって、これがまた続いていく。その辺について、我々の世論調査などでは再稼働反対が多いのですが、そういう素朴な目線に沿ったのが今回の裁判かなとも受け止められるのですが、その辺についてはいかがでしょうか。このパターンでいくと、政府が尊重すると言っている今のパターンがずっと安全神話になってしまう。

○田中委員長 それはカミデさんの印象だし、判断だから、私から何かそれについて言う必要はないのですが、絶対安全ということと言わないというのは、一種の私の科学者としての哲学みたいなものなのです。多分これは世界共通だと思います。そういう技術は世の中に存在しませんのでね。飛行機は落ちるし、電車だってひっくり返ることもあるし、ですから、そういうことを含めて、やはり我々はそこでどのように受け入れて、技術を使っていくかということ、これは国民一人一人が考えるべきことだと思います。別に原子力に限ったことではありません。

○記者 とりあえずこれで終わります。

○司会 では、ヨシノさん、どうぞ。

○記者 テレビ朝日、ヨシノと申します。よろしく申し上げます。

1点だけお伺いしたいのですが、新規制基準を一生懸命守って、クリアした事業者、関西電力の立場に立ってみれば、これで様々な準備をしても再稼働のスイッチは押せないということになりました。これについての委員長の受け止めをお願いします。

○田中委員長 それは関西電力と裁判所との関係であって、私どもは、スイッチを押すか、押さないかというのは、前から何回も言っているように、稼働するかどうかということについては我々は関与しないということの線からいえば、余りそこで何か申し上げるよ

うなことはありません。

○記者 では、補完してもう一点ですけれども、そうすると、そういうところである種のはしごが外されてしまうと、電力業界としては、今後、何をよすがとして何を守って基準をクリアしても再稼働ができないという、再稼働につながらないということになるのだとすれば、彼らは一体どうすればいいのかという根本的な問題につながってくると思うのですが、それについての御所感を頂けないでしょうか。

○田中委員長 それは何も所感はありません。所感を述べるような内容ではないと思います。我々が審査しているレベルの安全性の担保はできましたが、あとは、その結果を踏まえてどのように判断されるかは、いろいろな社会の問題ですから、我々は何もそこで申し上げることはありません。どんなに厳しくやったら動かないかも知れないし、どんなにルーズにやったら動くかも知れないし、そんなのは分からないですよ。

○司会 よろしいですか。他にいらっしゃいますか。

では、どうぞ。

○記者 フリーのヨコタはじめですけれども、先ほど基準をクリアしたからといって安全ではないと以前からおっしゃっていることを繰り返していたのですが、依然として安倍総理は世界一厳しい安全基準と言って、それをクリアしたものは再稼働すると繰り返し言っているわけで、国民の立場からすれば、ほとんど再稼働は安全だと受け止める人がかなりいると思うのですが、安倍政権、安倍総理と組んで国民だまし、国民に誤解を与えているとお感じになっていないのでしょうか。

○田中委員長 感じていません。総理の判断について、私は何もコミットしていませんし、我々は我々の立場で判断しています。

○記者 世界一厳しい安全基準と繰り返し政府が言って、その中で、それをクリアすれば再稼働するという報道があふれ返っているわけで、そうすると、国民の大多数は再稼働しても安全と受け止めないのでしょうか。そのように感じないと。国民の大多数は、再稼働しても危険なのだと感じているという認識でよろしいのでしょうか。

○田中委員長 良い悪いというのは、国民一人一人がどういう判断をされるかということについて、私がいろいろ申し上げる必要はないと思うし、そういうことはできないと思います。

○司会 よろしいですか。

○記者 高浜原発の仮処分決定に関連して、こういう決定が下る、緩いのではないかという指摘が含まれているのですが、先ほど世界的に見ると海外の人は世界一厳しい基準だとちゃんと認めているということをおっしゃっていましたが、具体的にどういう方が日本のこの基準は世界一厳しいとおっしゃっているか、名前を2、3上げて頂ければ幸いなのですが。

○田中委員長 私は世界一厳しいということをおっしゃったことはないのです。世界最高レ

ベルと言っているのです。だから、正確に言うと、そこは表現が違うと思います。それは、今まで、私も規制機関のいろいろな会合に出たりして、この前もNRCのバーンズ委員長も、我が国と同等ないしはそれ以上にやっているということも言っていましたので、そういうことかなと思いますけれどもね。

○記者 そういう方からすると、今回の仮処分決定は理解しがたいと。世界最高レベルの基準だと思っていたのに、基準が緩いという判決が出るのは、その方にとっても理解できないという理解でよろしいのでしょうか。

○田中委員長 それは分かりません。外国の方が我が国の裁判をどう感じるか、それは私が推測でものを言うような事柄ではないです。

○記者 最後に1点、イスラム国の人質事件が起きてから、原発テロ対策が不十分ではないか、もっと強化するべきではないかという打診というか、そういう連絡が、より検討をしっかりとしろというような要請は政府の方からなかったのでしょうか。あるいは自主的にテロ対策を強化しないといけないという議論が規制委員会の中でなされていないのでしょうか。

○田中委員長 最初に、何の事件と言ったの。

○記者 イスラム国の人質事件が起きて、テロのリスクがより高まったと思うのですが、あの事件以降、原発テロ対策について、政府の方から、より厳しくしろとか、あるいは規制委員会の中で、より対策を強化しようという議論はなされていないのでしょうか。

○田中委員長 核セキュリティの問題ですよ。それは先日、IAEAのミッション、IPPASという核セキュリティの評価をして頂くミッションを受け入れまして、1週間ほどかけて評価して頂きました。おおむねきちっとやられているという意見はお伺いしていますが、最終的な報告でどうなるかは、もう少しリコメンデーションとか、足りないところとか、指摘される可能性はあると思いますが、それはそのときにきちっと受け止めてやる必要があるとは思っていますけれども、議論をしていないとか、そんなことではないです。

○記者 自衛隊OBの方は原発テロ対策不十分だという指摘をしているのですが、そういう声は届いていないですか。警察だと、マシンガンで武装したテロ集団に対応できないのではないかと自衛隊のOBの方はおっしゃっているのですが、警察で十分だというお考えですか。あるいは防衛出動して自衛隊がすぐ出られる体制になっているとお考えですか。

○田中委員長 それは、どこまでやるかというのはいろいろ判断があるのではないかと思いますので、今ここで十分とか、自衛隊OBといったって、個人で、いろいろな方がおりますね。だから、そのことが代表意見だとは思いませんので、我々は我々の考えで、国際的なミッションも受け入れて、きちっと議論をして、合理的に、リーズナブルにと言った方がいいのかも知れませんが、やっていきたいと思っています。

○司会 よろしいですか。他にいらっしゃいますか。では、カワダさん、どうぞ。

○記者 朝日新聞のカワダと申します。

先ほど、審査手続、行政手続については妨げるものではないと、高浜3、4号なのですけれども、これは高浜3、4号の認可手続、その後の検査を進めていくというお考えでよろしいでしょうか。

○田中委員長 それは高浜3、4号機についての審査とかですか。

○記者 はい。

○田中委員長 運転はできませんよね。検査の中でも運転しないとできない検査もありますから、そういうことは多分、すぐにはできないと思いますが、その前の段階までは粛々というか、我々の仕事として、与えられたミッションですから、やらなければいけないと思っています。

○記者 その点で、当面、再稼働はされない原発になってしまったのですけれども、常日頃、規制資源というのは限られているとおっしゃっていますが、その規制資源、人なり時間なりを他の原発の審査にあてがって、効率化の面から、そういう運用というのは考えていらっしゃいますか。

○田中委員長 いろいろお考え頂いてありがたいと思いますけれども、そこまで、今、まだ何も考えていませんね。状況を見て、やることが山のよようにたまっていますので、できるだけ全体を眺めながら、限られた資源を有効に活用するようには努めていきたいと思っています。

○記者 もう一点、内容についてなのですけれども、先ほど中身についていろいろおっしゃっていましたが、使用済燃料プールの部分がありまして、そこはやはり危険性というか、安全性が低いという指摘がありますが、それは日頃委員長も乾式がいいのではないかとおっしゃっているように、かといって規制では要求していなくて、自主性に任せると、その指摘についてはどう受け止められましたでしょうか。

○田中委員長 まず、使用済燃料プールですが、使用済燃料というのは運転中の原子炉とは違いまして、熱も相当冷めていますし、圧力も掛かっていませんから、急に水が沸騰して抜けるというような状況はまず考えられない。もちろん長期にわたって熱はある程度出ますけれども、一遍にプールの水がびゃーっと蒸発するような状況はないから、きちっとその水位を管理して、水没するようにしていけば、そんなにリスクが大きく出てくることはないと思います。

ただ、皆さんの頭の中には、福島第一のときの4号機の使用済燃料プールの問題があるのだらうと思うのですが、あれは地上の高いところにあったということと、ああいう爆発事故によってプールの水がなくなったのではないかとということが非常に懸念されたわけですね。ですから、プールの水がなくなるというのは非常に重要なことですから、そうならないようにということで、プール自体も、プールに給水するところも、あるいはプールの水を監視する水位計等も、みんな耐震上はSクラスにしています。PWRの場合は特にプールが地上施設ですので、いざとなれば消防ポンプか何かで給水することも

可能ですから、そこはBと大分様子が違います。

それから、乾式に入れた方がいいというのは、長期にどうしても貯蔵していくということになりますと、いろいろな意味で、今、リラッキングとか、プールにできるだけ多くの燃料を置こうという方向性がずっとあったのだけれども、そういうことではなくて、やはり乾式貯蔵容器の方が安全に長期に置けるという意味では、そちらの方がいいでしょうということを申し上げた。だから、プールに置いたらすぐに不安全だということではないです。

○記者 1点だけ。それを、規制要求としては現状で十分であろうと、緩くはないという御認識でいらっしゃいますか。

○田中委員長 使用済燃料プールを完全になくすというのは、多分、システムとしてなかなか難しいと思います。燃料交換とか、定期検査のときはどうしてもプールを抜きますので。ただ、どんどん、どんどんたまってくる使用済燃料をずっとプールにため続けるというのは余り望ましくないでしょうということを申し上げているのです。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 他はよろしいでしょうか。ツカハラさん。

○記者 電気新聞のツカハラと申します。

1点、福井地裁の判決の中で、地震の平均像を基礎としてSsを策定するのは合理性に欠けているという指摘があるのですけれども、私たち、審査をずっと見ていて、平均値から大分上積みされたような審査のやりとりがあったと思うのですね。その辺、何か御意見はございますか。

○田中委員長 ちょっと待ってくださいね。そこは大事な問題なので。平均値でやっているわけではないのですよね。

○渡辺安全規制管理官（地震・津波担当）付補佐 原子力規制庁の地震・津波担当の渡辺でございます。

今、ツカハラさんから御指摘がありましたけれども、我々、基準地震動に関しては、特に地震の平均像というわけではないと思ってございます。原子力施設の周辺で、地震が起きるメカニズムとか、地質学的な調査をちゃんとやった上で、不確かさも十分に考慮して、敷地において起こり得るような最大級の地震を考えるというものでして、実際、高浜の審査などでも、断層の長さ、連動を3連動にしたりとか、地震発生層をより浅くしたりとか、あるいは不確かさの考慮などもやっていて、そこは保守的に設定していると思っております、こちらの審査としては、基準地震動が妥当なものであるという判断をしているというのが事実関係でございます。

○田中委員長 判決の中では平均でやっているということで、入倉先生の引用がありますけれども、入倉さんはそんなことはありませんということを他で語っているようですので、それも先ほど申し上げた事実誤認ですね、1つの。

- 司会 よろしいですか。他はいかがでしょうか。2回目でもよろしいですか。では、最後、どうぞ。
- 記者 先ほどの地震動の関連でお聞きします。渡辺さんでも結構なのですけれども、つまり、最大級の地震を考えると先ほど渡辺さんはおっしゃられたのですけれども、仮処分でも、適切に基準地震動を策定することは耐震安全性確保の基礎であり、基準地震動を超える地震はあってはならないはずであると。これは先ほど渡辺さんが言われた最大級の地震を考えるとということだと思えるのですけれども、その中で、全国で20ヶ所にも満たない原発のうち、4つの原発に5回にわたり、想定した地震動を超える地震が2005年以後、10年足らずの間に到来していると。つまり、最大級を考えたにもかかわらず、それを上回っているのではないかという指摘だと思えるのですけれども、この点についてはいかがですか。
- 渡辺安全規制管理官（地震・津波担当）付補佐 渡辺からお答えします。
- まさに、この決定文の中でもありましたし、今、御指摘あったような、基準地震動を過去に超過したというお話ございました。特に新潟県中越沖地震のときには、当時想定していた柏崎刈羽の基準地震動を大幅に上回るということが起こりました。あるいは東日本大震災の教訓を踏まえて、基準地震動についても、より厳しく見直しをするために、活断層の連動の考慮ですとか、まさに中越沖地震のときの最大の教訓でしたけれども、地下の地質の構造、特に地震の速度構造について、三次元的に把握をした上で、しっかり基準地震動を策定しようと、まさに教訓を反映した上で今回見直しを行ったということでございます。
- 記者 ということは、これも絶対というのはもちろんないということは理解しているのですけれども、その教訓を踏まえて、今回やっている基準地震動を超えるようなことは考えがたいという理解でよろしいのですか。
- 田中委員長 後で補足してください。基本的にはそういうことのないようにということで、私どもは相当、これは島崎委員の一つの哲学だったと思えますけれども、自然の声に耳を傾けて素直に聞いてということですずっとやってきたと思うのです。これは事業者にとっては大変厳しい要求だったと思うのですが、一応、我々は、そこについてはきちっと対応して頂くということでやって頂いていますので、まさに従来の基準地震動を超えたという苦い教訓をきちっと踏まえているということは言えると思うのです。ただ、絶対起こらないのかということですが、基準地震動というのは、地震動に対する配慮というのは大事なことですから、そういう場合にも、いわゆる重大事故につながらないように、重大事故対策もそれと併せていろいろな備えをしていると、そういうのが今回の規制体系の大きな特徴だと思います。
- 記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、よろしいですね。

それでは、本日の会見をこれで終わりにしたいと思います。御苦労さまでした。

—了—